

平成20年12月15日

土木工事実施設計単価の改定基準

1 建設資材単価

	主要資材 (生コン・アスコン・骨材 鉄筋コンクリート用棒鋼 コンクリート積上げ・油脂類)	一般資材 (左記以外)
年度当初	全面改定	全面改定
原則10月	全面改定	全面改定
随時	±2%以上 変動時	±5%以上 変動時

価格及び変動率は、物価調査機関より報告のあった市況価格を採用するものとする。
随時改定の場合は、原則として、調査月の翌月中旬までに改定をする。
市況価格とメーカー見積価格との価格差が概ね2割以上となる場合は、見積価格を採用する。

2 労務単価

公共事業労務費調査連絡協議会（農林水産省・国土交通省）より通知のあったものとする。

3 市場単価

	改定回数	改定時期
国の基準改定があるもの	原則 2回/年	原則10月、1月
国の基準改定がないもの	原則 4回/年	原則4月、7月、10月、1月

価格は、物価調査機関より報告のあった市況価格を採用するものとする。